

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び目標設定の考え方	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。
--------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
	政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定) ○ 「令和 8 年度税制改正の大綱」(令和 7 年 12 月 26 日閣議決定)
--------------------	--

政策目標 5 - 1 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。</p> <p>全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ実施するものであり、国民経済の健全な発展等のため、重要な取組です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 8 年度関税改正の検討に当たっては、要望を受け付ける際には要望省庁の政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を考慮すること ・ WTO 協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うこと <p>など、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。</p>

施策	政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
取組内容	<p>関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正(関税改正)を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。</p> <p>各年度における見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っていきます。また、関係省庁から提出される関税改正要望等について、</p>

その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和 7 年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施

(目標の内容)

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

(目標の設定の根拠)

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 8 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税定率法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。

- ・暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率（404 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、適用期限を令和 8 年度末まで 1 年延長。

石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）、灯油及び軽油（8 品目）について、中長期的に、関税率の見直しを行う必要が認められないため、現行の暫定税率無税を基本税率として規定し、暫定税率を廃止。

- ・越境 E C の拡大に伴う少額輸入貨物の急増への対応

国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たしている保税業者の適正な業務運営を確保するため、法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に係る規則の策定を義務付けるとともに、業務改善命令等を創設。

越境 E C サイトで国内消費者向けに商品を直送する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者の間での競争上の不均衡の是正を図るため、個人使用貨物の課税価格決定の特例を廃止。

- ・不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

供給国や品目を変えて不当廉売関税の課税を免れる「迂回」に対し、迅速な救済及び抑止を可能とし、不当廉売関税制度の実効性を高めるため、迂回行為が行われる輸入貨物に対し、不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする制度を創設。

- ・関税の犯則調査手続の見直し

刑事訴訟法の改正を踏まえ、関税法上の犯則調査手続のデジタル化のための規定を整備。

	<p>上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 8 年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和 7 年12月19日) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20251216_toushin.html 令和 8 年度税制改正の大綱 (令和 7 年12月26日 閣議決定) https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_mokuji.htm 第221回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>令和 8 年度関税改正に当たっては、関係省庁からの関税改正要望において、現状、政策の目的、政策の効果・影響、措置の必要性・合理性、現行制度の増減税規模、改正後減収額及び政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、当該要望を精査するにあたっては、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性と合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、検討を行いました。</p> <p>関税・外国為替等審議会における「令和 8 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」で改正が適当であるとされた主要事項は、「令和 8 年度税制改正の大綱」に盛り込まれており、これらを踏まえて関税率法等の一部を改正する法律案を策定しています。同法律案は、令和 8 年 2 月20日の通常国会提出後、同年 3 月31日に成立し、同日公布され、一部の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
取組内容	<p>不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。</p> <p>引き続き、これらの取組を着実に実施します。</p> <p>(注) 特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の</p>

総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用

(目標の内容)

特殊関税制度の適正な運用を行う。

(目標の設定の根拠)

グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

WTO協定及び国内関係法令に基づき、

- ・ 中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について賦課決定を行うとともに、
- ・ 中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税
- ・ 大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税
- ・ 大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税
- ・ 大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長
- ・ 大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長について調査を開始しました。

上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。

- ・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対して不当廉売関税を課することについての答申（令和7年6月20日）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20250620_toushin.html

- ・ 中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年7月22日）

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250722.html

- ・ 大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年8月13日）

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250813.html

	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年8月20日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250820-1.html ・大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和7年8月20日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250820-2.html ・大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和7年12月25日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20251225.html
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数」 ○参考指標2 「調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数」

政 5 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2か月以内の調査開始可否決定件数
令和3年度	2	1
令和4年度	1	1
令和5年度	0	0
令和6年度	1	1
令和7年度	5	5

(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は2か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から2か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2：調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18か月以内の最終決定件数	うち12か月以内の最終決定件数
令和3年度	2	2	2
令和4年度	2	2	1
令和5年度	1	1	1
令和6年度	0	0	0
令和7年度	1	1	0

(注) 関税定率法第8条第6項には、調査は1年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を6月以内に限り延長することができることとされています。

<p>評価結果の反映</p>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望省庁より提出された改正要望について、要望省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、検討していきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>令和9年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>
<p>財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見</p>	<p>該当なし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>該当なし</p>
<p>前年度の政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>(適切な関税改正の実施)</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望省庁より提出された改正要望について、要望省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、検討を行いました。</p> <p>(特殊関税制度の適正な運用)</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>令和8年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	(事項) 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	補正予算	△323千円	△1,899千円	△453千円		
	繰越等	206,546千円	207,257千円	N. A.		
	合計	328,369千円	326,655千円	N. A.		
執行額		276,947千円	300,699千円	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注1) 政府情報システム関連予算(通関事務総合データ通信システム(予算事業ID: 020142)、通関情報総合判定システム(予算事業ID: 020144))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注2) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和8年6月
-------	--------	----------	--------

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等では、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化すること、具体的には、高いスタンダードの経済連携協定（EPA：用語集参照）である環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）をより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般見直しを主導し、また地域的な包括的経済連携（RCEP：用語集参照）協定の透明性のある履行の確保、インド太平洋経済枠組み（IPEF：用語集参照）を通じたインド太平洋地域での経済連携の促進、世界貿易機関（WTO：用語集参照）体制の強化、EPAの拡大等に取り組むことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、世界税関機構（WCO：用語集参照）等の国際機関、アジア太平洋経済協力（APEC：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）

政策目標 5 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策 5 - 2 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 5 - 2 - 2 の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>我が国は、経済連携協定を通じ、アジア・太平洋及び欧米との戦略的関係を強化してきました。これらは、自由で高水準な貿易・投資ルールの下で市場アクセスを改善し、貿易・投資の拡大及びサプライチェーンの安定化・効率化を図るものであり、我が国経済と世界の成長を力強く結び付ける重要な基盤となります。</p> <p>また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。</p> <p>これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。</p> <p>なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。</p> <p>(令和 7 年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界税関機構 (WCO) アジア・大洋州地域情報連絡事務所 (R I L O ・ A P) に係る 拠出 (予算事業 I D : 005636) <p>「効率的な密輸取締強化の実施に貢献するため、P D C A サイクルに従い適切に運用するとともに、日本に期待される役割を果たすための効果的な拠出に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、域内メンバー国のニーズに合った情報発信、密輸関連情報の提供を十分に行い、アジア大洋州における効果的な密輸対策の実施に貢献出来ているかどうかを継続してモニターするために、同事務所に派遣している職員から定期的に活動状況を聴取する機会を設け、効果的な拠出になるように努めました。</p>
施策	政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
取組内容	<p>財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。</p> <p>A WTOにおける取組</p> <p>WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。</p>

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

また、近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。その後、令和6年2月に開催されたWTO第13回閣僚会議においては、上級委員会を含む紛争解決手続の改革や、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について加盟国間で議論されたところです。

財務省としては、これらの議題について、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和6年12月末現在、24か国・地域との間で21のEPA等が署名又は発効済みです。また、令和6年12月末現在バングラデシュ、UAE等と交渉中です。

環太平洋パートナーシップ（TPP：用語集参照）については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が交渉を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にCPTPPとして発効しました。同月、6カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国（ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）について発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。以降、同議定書の発効に向けて各国が国内手続を進めていくことになり、我が国においては同年12月に同議定書が国会承認されました。令和6年12月には同議定書が10カ国（英国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、オーストラリア）について発効しました。また、同年11月末に開催されたTPP委員会において、コスタリカの加入作業部会の設置が決定されました。CPTPPは、市場アクセスの面でも、ルールの方でも高いレベルの内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。我が国としては、今後も高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導していくこととしています。

また、RCEP協定は、平成24年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。我が国としては、今後もRCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組むこととしています。

	<p>財務省としては、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、E P A の交渉等に貢献するとともに、必要な関係法令の整備等を進めることとし、E P A 等の着実な実施や円滑な運用及び履行の確保に取り組むことで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>(参考) E P A 等交渉の状況 (令和 7 年 2 月現在)</p> <p>https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm</p>
--	--

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
	(目標の内容) W T O や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。
	(目標の設定の根拠) 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A W T O における取組</p> <p>平成29年2月に発効したW T O 貿易円滑化協定(用語集参照)について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が162か国(令和8年3月末時点)(W T O 貿易円滑化協定ホームページ参照)に増加しました。</p> <p>また、令和8年3月に開催された第14回W T O 閣僚会議では、電子商取引に関する協定について、本協定のW T O 協定への組み込みが実現するまでの間、有志国の間で暫定的に実施する措置に合意しました。W T O 改革や電子的送信に対する関税不賦課モラトリアム等については、同会議で合意に至らず、閣僚会議に次ぐW T O の意思決定機関である一般理事会において継続議論されることになりました。財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、関係省庁と連携し、こうした多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>C P T P P は、平成30年3月に11か国で署名に至り、同協定は同年12月に発効しました。エコノミーの新規加入については、令和7年11月にウルグアイの加入作業部会の設置が決定され、適切であれば令和8年にU A E、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされました。また、一般的な協定見直しに係る締約国間の議論を経て、令和7年11月には、電子商取引や税関当局・貿易円滑化、サプライチェーン強靱化等について、協定改正交渉の開始が決まりました。</p>

	<p>EPAの新規締結については、バングラデシュとは令和8年2月に署名が行われたほか、アラブ首長国連邦(UAE)とは、令和8年3月に交渉妥結に至りました。</p> <p>そのほか、発効済EPAである、日EU・EPAやRCEP協定についても、本年も引き続き運用に関わる諸事項について議論を行いました。</p> <p>また、事業者のEPA利用促進に向けた取組として、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った他(令和7年度における税関主催:計24回)、日本通関業連合会の「EPA関税認定アドバイザー」制度への後方支援を実施しています。加えて、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。</p> <p>加えて、財務省では、「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に関しては、日タイEPAについても令和7年6月(日本からの輸出は令和7年11月)から運用を実施しております。また、ASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>
--	--

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「FTA/EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」(FTA:用語集参照)

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1: FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

(参考) 各国との経済連携の進捗状況(令和8年3月現在)

経済連携協定（EPA）等交渉の進捗状況 (2026年3月時点)

発効済

シンガポール（2002年 11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年 7月）、チリ（2007年 9月）、タイ（2007年 11月）、インドネシア（2008年 7月）、ブルネイ（2008年 7月）、ASEAN（2008年 12月（20年8月改正））、フィリピン（2008年 12月）、スイス（2009年 9月）、ベトナム（2009年 10月）、インド（2011年 8月）、ペルー（2012年 3月）、豪州（2015年 1月）、モンゴル（2016年 6月）、CPTPP（2018年 12月）、EU（2019年 2月）、米国（2020年 1月）、英国（2021年 1月）、RCEP（2022年 1月）

署名済

バングラデシュ（2026年 2月）TPP(2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、GCC、UAE

(注 1) TPP12 (環太平洋パートナーシップ協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注 2) CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国 (計12か国)。

(注 3) RCEP (地域的な包括的経済連携協定) : ASEAN加盟国 (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド (計 15か国)。発効済国 : カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国 (2022年 2月)、マレーシア (2022年 3月)、インドネシア (2023年 1月)、フィリピン (2023年 6月)。

(注 4) GCC (湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策 政5-2-2 : 税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。平成29年 2月に発効したWTO貿易円滑化協定の開発途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 開発途上国の税関行政近代化への取組

貿易の健全な発展と安全な社会を実現するためには、貿易相手国を含む国際社会の協力・協調が不可欠です。このため、財務省としては、開発途上国における税関行政の近代化及び執行能力の強化を図るべく、関税技術協力を行っています。実施にあたっては、「『自由で開かれたインド太平洋』(FOIP)のための新たなプラン」(令和5年3月)も踏まえ、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を最重要地域と位置付けながら、インド太平洋地域やアフリカ地域等に対する協力も実施しています。具体的には、日本に開発途上国税関の職員を招へいする受入研修や日本の税関職員を専門家として開発途上国に派遣する専門家派遣等による知的支援を実施するとともに、WCOに対して技術協力に特化した資金的貢献も行っています。

人員・予算に限られる中で、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ戦略的に効果的かつ効率的な関税技術協力を実施するために、中期的戦略を設けています。その中で、関税技術協力の目的を、各国の税関に共通する3つの使命(①安全・安心な社会の実現、②貿易円滑化の推進、③適正かつ公平な関税等の徴収)に基づいた施策を開発途上国自身が国際標準に則った形で自主的に導入・実施できるよう支援を行うことと定めています。例えば、①については、越境電子商取引(越境EC)の拡大により輸入貨物が世界的に急増していることを踏

まえ、各国が効果的・効率的に水際取締りが行えるよう、引き続き支援を実施していきます。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、支援対象国の税関が広域EPA等によって複雑化する原産地規則への理解を深め、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図り、税関管理の一層の効率化を図るために、原産地規則、AEO（認定事業者）制度（用語集参照）、リスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。さらに、③については、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保できるよう、輸入事後調査（用語集参照）に係る支援を引き続き実施します。また、開発途上国税関の自立性を一層向上させるため、WCO及び国際協力機構（JICA）と連携し、アフリカ地域、中央アジア・コーカサス地域及び太平洋島嶼国地域に対して「マスタートレーナープログラム」を実施し、教官養成や研修教材作成支援を通じ、持続的な研修能力の向上に貢献していきます。

開発途上国の多くは、商慣習の変化、重層的なEPAの導入による貿易関連規則の複雑化・高度化、技術の進歩等への対応に様々な課題を抱えており、技術支援への世界的なニーズが日々高まっています。これを踏まえ我が国は、開発途上国の状況やニーズを適切に汲みつつ、税関行政近代化に向けた支援を引き続き取り組んでいきます。

B WCOにおける取組

WCOでは、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）」やWTO貿易円滑化協定をはじめとする、税関分野における国際的な貿易円滑化のための国際標準の策定・実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPECでは、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

D EPA等における取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。また、IPEFにおいては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとなっており、令和4年9月から交渉が継続しています。財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、引き続き積極的に議論に参加していきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するための情報交換等の相互支援や、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を他国の税関当局との間で実施することを定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、米国や、EU及びその加盟国、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを41か国（地域）と構築しています。税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するた

めの枠組みであり、交渉にあたっては各相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの充実等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域や分野も含め、各国との情報交換の枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。

また、令和 6 年 1 月から WCO アジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O ・ A P : 用語集参照）のホストを日本が務めています。アジア・大洋州地域内における安全・安心な社会の確保、適切な関税等の徴収、関税法違反に対する効率的な取締の実施に貢献するため、R I L O ・ A P と連携し、密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

(目標の内容)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

A 途上国の税関行政近代化への取組

令和 7 年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85 件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標 1 参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国・中央アジア・コーカサス地域の対象国については、各国での指導的役割を担う教官を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。

B WCOにおける取組

WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和7年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。また、世界的に越境電子商取引が拡大する中、WCOでは税関が取り組むべき基準をまとめた「Eコマース基準の枠組み：用語集参照」が採択されており（平成30年6月）、その後も定期的に見直しが行われています。我が国は、現在行われている見直し作業を含む関連の議論に積極的に関与し、主導的な役割を果たしました。

C 地域協力の枠組みにおける取組

	<p>A P E Cでは、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D E P A等における取組</p> <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。E P Aにおいては、政5-2-1に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>複数国と税関相互支援協定の締結に向けて政府間正式交渉を進めており、円滑な情報交換等に資する環境整備において着実な進展がありました。</p> <p>また、令和6年1月からホストを務めているW C Oアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P：用語集参照）との関係では、同事務所が我が国を含むアジア・大洋州地域の密輸関連情報のハブとして機能することで、同地域内における安全・安心な社会の確保のための効率的な取締の実施や、適切な関税等の徴収に貢献できるよう、緊密に連携しその活動を支えてきました。</p> <p>上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。</p>
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標2「改正京都規約に係る締約国・地域数」 ○参考指標3「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受入研修	案件数	30	26	29
	受入人数	330	240	253
専門家派遣	案件数	55	63	56
	派遣人数	114	129	130

(出所) 関税局参事官室 (国際協力担当) 調

(注) 一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成 18 年 2 月発効) に係る締約国・地域数

令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
131 か国・地域	133 か国・地域	136 か国・地域	137 か国・地域	140 か国・地域

(出所) WCOウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標 3 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
39	39	41	41	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
-------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革等に関する議論に積極的に参画し、様々なWTO上の取組にも貢献しました。

経済連携の推進については、RCEP協定をはじめとするEPAの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	121,228千円	158,785千円	217,644千円	144,043千円	005636
	内 国際刑事警察機構(ICPO)拠出に係る拠出	—	—	—	32,303千円	021467
	補正予算	△522千円	△10千円	△33,031千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
合計	160,863千円	198,685千円	N. A.			
執行額		148,884千円	162,676千円	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局(参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、経済連携室、調査課)	政策評価実施時期	令和8年6月
-------	--	----------	--------

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

5 策目標の内容及び
目標設定の考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に対応していくことが重要です。

近年、越境電子商取引の拡大に伴い大幅に増加する輸入申告等について、厳格な水際取締りと適正かつ迅速な通関を両立することが求められています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」や「知的財産推進計画2024」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「知的財産推進計画2024」（令和6年6月4日知的財産戦略本部決定）
- 「知的財産推進計画2025」（令和7年6月3日知的財産戦略本部決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）
- 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）

政策目標 5 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めております。そうした中、目標の達成に向けて設定した施策について、5 - 3 - 1 「関税等の適正な賦課及び徴収」については「a 相当程度進展あり」、それ以外については多くが「s 目標達成」となりました。5 - 3 - 5 「税関行政に関する情報提供の充実」については、「b 進展が大きくない」となったものの、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、その他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、本政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策目標 5 - 3 は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るといふ、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、輸入事後調査（用語集参照）を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。</p> <p>加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。</p> <p>(令和 7 年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締機器等調査研究経費（予算事業 I D : 001369） <p>「外部有識者の所見を踏まえ、取締機器等の実用化へのロードマップや完成時期を長期アウトカムにおいて明らかにすること及び配置計画の概要をアウトカム指標とすることを検討する。また、引き続き、効果的・効率的な研究開発に向けて、新技術の開発等に関する高いアンテナで、広い範囲での情報収集に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、取締機器等の実用化へのロードマップを作成のうえ長期アウトカムの成果目標欄に達成目標時期を記載することとし、配置計画の概要については、検討の結果、取締上の観点から掲載を控えることとしました。また、新技術については、国内・国外、大学・民間・関係機関等、多方面から情報収集を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関監視艇整備運航経費（予算事業 I D : 001380） <p>「より効果的な取締りを可能にするため、税関監視艇全体の望ましい配備・運航計画を作成し、それを E B P M の根拠として効果検証することを検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関監視艇全体の望ましい配備・運行計画を作成し、それを E B P M の根拠として効果検証することを検討したほか、配備計画に基づく監視艇の更新により見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。（反映額▲ 1 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ X 線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001381）

「引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、X線検査装置等について、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努め、標準使用期間経過後、不具合の状況や稼働状況も踏まえ、更新を見送ることにより削減を図りました。(反映額▲431百万円)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費 (予算事業 I D : 001382)

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、コスト削減に努めつつ、検査の効果的・効率的な実施を進めることにより、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。また、短期アウトカムの設定にあたっては複数年度の平均値を成果指標とすることや、中長期アウトカムの評価にあたっては不断の検証を行い、その検証結果等を反映していけるよう検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、短期アウトカム及び中長期アウトカムの評価のあり方について、不断の検証を行い、引き続き検討したほか、再リースを活用することにより、機器借料の削減を図りました。(反映額▲189百万円)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費 (予算事業 I D : 001383)

「税関の水際取締りの政策効果を、E B P Mの観点から、諸外国の様々な取組みも参考としつつ、政府全体の中での役割を踏まえ、税関としての最適な事業範囲について検討する。また、A Iやドローンなど、デジタル技術の進歩を踏まえた効果的な取締手法を採り入れていく検討を行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関での政策効果については、諸外国の取組の把握に努めるとともに、行政事業レビューにおける税関としての最適な事業範囲のあり方については、行政事業レビューシートの予算編成過程における活用などにも影響することから、関係部署とも調整しつつ、検討を進めました。さらに、埠頭監視カメラの効果的・効率的な活用に向け、A Iの導入やドローンと連携した取締手法の検討を進めました。このほか、耐用年数経過後の機器について、再リースを活用することにより機器借料の削減を図りました。(反映額▲353百万円)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費 (予算事業 I D : 001384)

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理等の調達において、一者応札の改善を図ったところ、引き続き、周知方法の工夫等により一者応札の改善に努めました。

- ・ 円滑な通関等の環境整備 (国際観光旅客税財源) (観光庁) (予算事業 I D : 004252 (国土交通省))

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き、先進性が高い事業に取り組むとともに、導入機器の最新技術の具体化や導入によって解消される改善点やその効果、導入意義を明確にし、効率的かつ効果的な導入等を進めるべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関・入管手続に必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」について、令和7年4月より関西空港 (第1ターミナル、第2ターミナル)・羽田空港 (第2ターミナル、第3ターミナル)・成田空港 (第3ターミナル)、同年12月より福岡空港に配備して運用を開始しました。

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

取組内容
A 輸入（納税）申告の適正性の確保等

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において関税関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援や輸入申告に対する検査選定支援として引き続き活用していきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続を行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合等） （単位：％、日）	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
実績値		99.5	99.5	99.2	99.3	99.2	99.2
平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み
	実績値	15.5	16.2	20.0	17.7	16.9	16.9
口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（注）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。））以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。

	<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。</p> <p>輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p>
--	--

目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書による回答 △ ・ 平均処理日数 ○ ・ 口頭による回答 ○
目標の達成度の判定理由	<p>各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、文書による回答における平均処理日数は目標値である前年度の実績値から短縮されたことから、達成度は「○」としました。また、口頭による回答における即日回答の割合についても、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であることから達成度は引き続き「△」としました。</p> <p>引き続き事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保
(目標の内容)	関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。
(目標の設定の根拠)	関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。また、輸入許可後に輸入者に対し輸入事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査しました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲慥しました。なお、上記の輸入事後調査に関する税関業務の効率化を図るため、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をA I で解析し、業務支援として活用しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な</p>

	<p>輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p>
--	---

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、「口頭による回答」及び「平均処理日数」は目標値を上回ったものの、「文書による回答」については目標値を僅差で下回りました。</p> <p>一方で、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めたことから、達成度は「○」となっております。</p> <p>以上のとおり、一部「△」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標 2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標 3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標 4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標 5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」

政 5 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
収入額	111,661	141,513	131,159	136,723	N. A.
国税全体に対する割合	15.5	18.5	16.9	16.9	N. A.

（出所） 関税局業務課調

（注 1） 収入額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注 2） 国税全体に対する割合：税関による関税等の収入額／租税及び印紙収入。

（注 3） 令和 7 年度実績値は、令和 8 年 8 月以降にデータの集計が終了するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 2 : 審査・検査における非違発見件数

(単位: 件)

年 度	令和 3 年度 (平成29年～令和 3 年度平均)	4 年度 (平成30年～令和 4 年度平均)	5 年度 (令和元年～令和 5 年度平均)	6 年度 (令和 2 年～令和 6 年度平均)	7 年度 (令和 3 年～令和 7 年度平均)
実績値	99, 390	99, 976	98, 677	99, 016	101, 321

(出所) 関税局業務課調

(注) 審査・検査における申告内容の誤り等を発見した件数についての、当該年度を含めた過去 5 年間の平均値。

参考指標 3 : 輸入事後調査実績

(単位: 件、百万円、%)

事務年度 (7～6 月)	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施件数	1, 484	3, 312	3, 576	3, 609	N. A.
不足申告価格	59, 109	88, 493	120, 117	139, 072	N. A.
非違の割合	75. 3	73. 6	74. 9	74. 5	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 実施件数: 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注 2) 不足申告価格: 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注 3) 非違の割合: 非違発見件数 (実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注 4) 令和 7 年度 (事務年度) 実績値は、データの集計が未了のため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4 : 通関業者の業務の運営状況 (通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)

(単位: 件)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
許可件数	12	13	23	15	19
総数	974	982	996	988	997
処分件数	1	0	0	1	3

(出所) 関税局業務課調

(注 1) 許可件数: 年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注 2) 処分件数: 通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5 : 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位: 件)

事務年度 (7～6 月)	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
非違発見件数	53	53	49	50	N. A.
処分件数	0	2	0	1	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注 1) 非違発見件数: 保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為 (非違) を発見した件数。

(注 2) 処分件数: 非違のあったもののうち、その非違の程度 (回数、実行行為者等) によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注 3) 令和 7 年度 (事務年度) 実績値は、令和 8 年 11 月以降にデータの集計が終了するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

施策	政5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	<p>A 有効な取締体制の整備</p> <p>税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際取締りを行っています。また、令和 7 年には大阪・関西万博の開催が予定されています。こうした国際的な大規模イベントは世界的に大きな注目を集め、テロの格好の攻撃対象となり得るため、税関ではテロ関連物資の水際取締りの強化に取り組んでいます。</p> <p>不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷や旅客の情報をできるだけ早く電子的に入手し、リスクの高い取締対象を効率的に絞り込み、重点的に検査を行うことが効果的かつ効率的です。出港前報告情報 (用語集参照) 及び乗客予約記録 (PNR) (用語集参照)</p>

といった事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。特に PNR については、大宗を占める航空会社から電子的に取得し、分析・活用しているところ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進します。また、手荷物等を開封せずに隠匿物の有無等を的確かつ迅速に確認することができる X 線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による厳格な水際取締りを実施します。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、令和 4 年 10 月に改正商標法・意匠法・関税法が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となりました。この制度改正を踏まえて、越境電子商取引の進展に伴って増加する知的財産侵害物品の流入に対応するため、関係機関との連携や国際的な協力等を行いつつ、水際取締りを着実に実施してまいります。

金密輸の水際取締りについては、平成 29 年 11 月に「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定し、取締りの強化や金密輸の厳罰化等、総合的な金密輸対策に取り組みました。その結果、翌年には金密輸は急減し、その後も金密輸の摘発は極めて低位で推移してきましたが、コロナ禍後の訪日外国人旅行者数の急回復や金価格の高騰等を受け、足元で金密輸の摘発件数・押収量が急激に増加した状況に鑑み、令和 6 年 11 月に関税局・税関による臨時税関長会議を開催し、金密輸に対する水際取締りを一層強化することとしました。隠匿された金の摘発に効果が期待される検査機器を整備すること等により、旅客や輸入貨物に対して、より一層深度ある検査等を実施できるよう検討を進めるほか、金密輸に対して経済的不利益を与え、抑止効果を高める観点から、犯則調査を通じた更なる厳正な処分を実施することで、引き続き、厳格に対応してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関税関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネー・ローndリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、保安検査業務と連携した取締り等によるキャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。さらに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアに対する WTO 協定税率の適用の撤回に関し、輸入貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、ロシア等に対する外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置に関し、輸出入貨物に対する厳格な審査等を実施し、当該措置の実効性の確保に努めます。

加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を推進してまいります。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関と連携強化を図るとともに、民間団体からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関や世界税関機構（WCO：用語集参照）等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、税関相互支援協定（用語集参照）

等の協力枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。さらに、民間団体からの密輸関連情報の収集にも引き続き取り組みます。

なお、国内外関係機関等から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定性的な測定指標

[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

(目標の内容)

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。

(目標の設定の根拠)

税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

入国者数の増加や大阪・関西万博等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和7年度において、X線検査装置23台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）5台等を整備）

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和7年度には、関係機関との合同訓練を246件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、複数国と税関相互支援協定（用語集参照）の締結に向けて政府間交渉を進めており、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。

さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。

このほか、出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。

また、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策として、引き続き保安検査業務と連携した取締りを行ったほか、多額の現金の海外への不正な持ち出しに対する水際措置として、令和6年より、紙幣探知犬を導入し、出国旅客の携帯品検査を強化しました。

取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和7年における不正薬物全体の押収量は、3,211kgと令和元年以来6年ぶりに3トンを超えました（参考指標1参照）。

	<p>また、令和 7 年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は192件、押収量は425kgでした（参考指標 4 参照）。</p> <p>加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p>
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」については、各種取締・検査機器や PNR 等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。</p> <p>なお、定量的な測定指標である「不正薬物の水際押収量の割合」を廃止することとしたため、令和 6 年度以降定性的な測定指標をもって評価することとし、以上のとおり、主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」が「○」となることから、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	<p>(廃止した指標) 政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合</p> <p>(廃止した理由) 当該指標は、国内全体の不正薬物取締りにおける税関の貢献度を測ることを目的として使用してきたもので、使用可能な統計資料を用いた指標としては、その貢献度を数値で把握することができ、一定程度の説得力を持つと考えていました。しかしながら、分母である不正薬物の国内全押収量と、分子である税関の水際押収量については、税関と警察等他機関で計上方法や計上が可能となる時期が異なることに加え、両者の計上方法等の違いは、調査・捜査のプロセスが大きく異なることに起因しており、税関と他機関の計上方法や計上時期を統一することはできないため、当該指標の数値を補正することもできないことから、指標としての正確性、適切性について再検討した結果、当該指標を廃止することといたしました。</p> <p>なお、当該指標を廃止した場合であっても、定性的な測定指標や参考指標を総合的に判断することにより、本施策の効果を測ることは可能と考えています。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「社会悪物品の摘発実績」 ○参考指標 2 「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標 3 「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 ○参考指標 4 「金密輸の摘発実績」 ○参考指標 5 「知的財産侵害物品の差止実績」 ○参考指標 6 「テロ関連物資の摘発実績」 ○参考指標 7 「テロ関連研修の開催実績」 ○参考指標 8 「輸出事後調査実績（実施件数）」 ○参考指標 9 「関係機関との連携・情報収集の実績」

	○参考指標10「出港前報告情報による検査の割合」
	○参考指標11「税関監視艇配備艇数」
	○参考指標12「税関監視艇総稼働時間」
	○参考指標13「X線検査装置設置台数」
	○参考指標14「不正薬物・爆発物探知装置設置台数」
	○参考指標15「大型X線検査装置設置台数」
	○参考指標16「埠頭監視カメラ設置台数」
	○参考指標17「埠頭監視カメラ視認範囲（バース数）」
	○参考指標18「麻薬探知犬配備頭数」

政 5 - 3 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：社会悪物品の摘発実績

年		令和3年	4年	5年	6年	7年
覚醒剤	件	95	301	297	140	126
	Kg	1,014	665	2,246	1,803	840
大 麻	件	199	138	135	381	316
	kg	153	473	171	444	1,531
大麻草	件	94	57	76	236	81
	kg	22	315	88	270	1,213
THC類製品	件	R6. 12. 12摘発分から 計上開始			4	235
	Kg				2	318
大麻樹脂等	件	105	81	59	141	R6. 12. 11を以 って計上終了
	kg	132	157	83	172	
あへん	件	1	-	-	2	1
	kg	4	-	-	0	2
麻薬	件	233	237	240	321	311
	kg	61	188	312	537	798
	千錠	133	82	49	108	61
ヘロイン	件	-	-	-	2	-
	kg	-	-	-	0	-
コカイン	件	34	28	71	54	85
	kg	14	49	123	270	238
MDMA等	件	81	98	61	90	64
	kg	30	94	117	184	202
	千錠	130	81	48	108	61
その他麻薬	件	118	111	108	175	162
	kg	16	46	71	83	359
	千錠	3	0	0	0	-

向精神薬	件	6	16	10	4	7
	kg	0	0	0	0	0
	千錠	1	2	1	1	0
指定薬物	件	302	354	143	164	239
	kg	19	19	13	11	41
合計	件	836	1,046	825	1,012	1,000
	kg	1,251	1,346	2,741	2,794	3,211
	千錠	134	84	49	108	62

年		令和3年	4年	5年	6年	7年
銃砲	件	1	6	1	27	34
	丁	1	7	1	28	37
うち拳銃	件	1	6	1	27	34
	丁	1	7	1	28	37
拳銃部品	件	1	2	1	1	-
	点	1	4	1	1	-
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	324	363	374	342	298
盗難自動車等 (輸出申告時における発 見件数)	件	11	15	17	20	11
	点	12	23	32	35	23

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和7年は速報値である(以下、参考指標2~4、6についても同じ)。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す(以下、参考指標3についても同じ)。

(注3) 端数処理のため数値が合わないことがある(以下、参考指標3についても同じ)。

(注4) 「THC類製品」は、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類を含有する液体・菓子類をいう。同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。

(注5) ①MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

②その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬のうち、大麻、ヘロイン、コカイン、MDMA等以外の薬種(ケタミン、LSD等)の合計を示す。

(注6) MDMA等、その他麻薬及び向精神薬については、錠剤型のものとその他のものを、それぞれ錠数ベースと重量ベースで別々に計上。覚醒剤も錠剤型のみは存在するが、事案が僅少であるため、重量換算し合計して重量ベースとして計上。

(注7) 盗難自動車等の令和4年以降の数値は、自動車等と輸出申告されていない貨物から盗難自動車等を発見した件数を含む。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

年	令和3年	4年	5年	6年	7年
航空機旅客による密輸	24	93	271	287	370
国際郵便物を利用した密輸	689	728	385	550	428
商業貨物を利用した密輸	123	222	165	161	191
	航空貨物	108	205	156	152
海上貨物	15	17	9	9	8
船員等による密輸	-	3	4	14	11
合計	836	1,046	825	1,012	1,000

(出所) 関税局調査課調

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

参考指標 3 : 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	
航空機旅客による密輸	5	43	89	60	73	
	35	108	420	345	664	
国際郵便物を利用した密輸	33	128	102	32	20	
	62	154	140	52	18	
商業貨物を利用した密輸	57	130	105	45	33	
	917	402	1,686	1,406	158	
	航空貨物	50	127	99	40	32
		266	375	737	401	153
	海上貨物	7	3	6	5	1
		650	28	949	1,005	5
船員等による密輸	-	-	1	3	-	
	-	-	0	0	-	
合 計	95	301	297	140	126	
	1,014	665	2,246	1,803	840	

(出所) 関税局調査課調

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
摘発件数	5	9	219	494	192
押収量	27	135	302	1,334	425

(出所) 関税局調査課調

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
輸入差止件数	28,270	26,942	31,666	33,019	31,760

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
実施件数	6	12	7	31	40

(出所) 関税局調査課調

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
実施件数	103	159	171	185	160

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数)

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
実施件数	105	276	446	492	483

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位: 件)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
国内関係機関からの情報入手件数	292	244	250	178	168
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	243	364	414	457	441
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	974	2,151	3,611	4,074	3,823

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注 2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注 3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位: 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
外国関係機関との情報交換件数	26,391	54,967	83,310	91,561	89,178
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3,947	4,629	6,689	8,626	10,117

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILO・AP等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注 2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標 10 : 出港前報告情報による検査の割合

(単位: %)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実績値	10.3	9.0	7.4	7.3	5.4

(出所) 関税局監視課調

参考指標 11 : 税関監視艇配備艇数

(単位: 艇)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
配備艇数	29	29	29	28	28

(出所) 関税局監視課調

(注) 年度当初の配備艇数を計上している。

参考指標 12 : 税関監視艇総稼働時間

(単位: 時間)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
総稼働時間	19,656	20,904	19,655	16,419	17,838

(出所) 関税局監視課調

参考指標 13 : X線検査装置設置台数

(単位: 台)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
設置台数	288	290	293	300	308

(出所) 関税局監視課調

参考指標 14 : 不正薬物・爆発物探知装置設置台数

(単位: 台)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
設置台数	156	176	187	199	200

(出所) 関税局監視課調

参考指標 15 : 大型 X線検査装置設置台数

(単位: 台)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
設置台数	16	16	15	15	15

(出所) 関税局監視課調

参考指標16：埠頭監視カメラ設置台数

(単位：台)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
設置台数	401	413	439	475	517

(出所) 関税局監視課調

参考指標17：埠頭監視カメラ視認範囲（バース数）

(単位：箇所)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
視認箇所	944	955	957	977	970

(出所) 関税局監視課調

参考指標18：麻薬探知犬配備頭数

(単位：頭)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
配備頭数	134	136	138	138	137

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上
-----------	-------------------------

取組内容	<p>近年、税関における水際取り締まりの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められています。特に、越境電子商取引の拡大に伴う航空・海上貨物の輸入申告件数の大幅な増加などへの対応は、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献する上で、必須なものとなっています。</p> <p>これを踏まえ、令和5年度関税改正では、全ての輸入貨物を対象として「通信販売貨物に該当するか否か」、「貨物の運送先」等を輸入申告項目に追加し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施することとし、令和7年10月から施行する予定です。また、検査工程のオートメーション化等を行いリスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査を実施します。加えて、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めてまいります。このほか、AEO（認定事業者）制度（用語集参照）の更なる普及のため、令和6年10月には、AEO制度における輸入者（特例輸入者）が特例申告の納期限延長を行う際に提供が必須であった担保について、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに提供を命じる取扱いへ緩和する制度の見直しを行いました。</p> <p>また、産業界からの要望や費用対効果を踏まえ、原産地証明書の真正性を確保しつつ一層迅速なやり取りを可能とするために、貿易相手国との原産地証明書のデータ交換の取組を進めます。日インドネシアEPAについては令和5年6月から原産地証明書のデータ交換を開始したところであり、さらにASEANとの間においても、早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。</p> <p>加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の携帯品に係る迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な運用に努めるとともに、入管・税関手続に必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」を羽田空港第2ターミナルに続いて他の空港にも順次導入してまいります。</p> <p>さらに、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。</p>
-------------	--

また、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

以上の取組を通じて、引き続き、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献してまいります。

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1：AEO事業者数 (単位：者)	年		令和3年	4年	5年	6年	7年
	AEO事業者数 (単位：者)	目標値	-	-	増加又は前年並み	増加又は前年並み	増加又は前年並み
		実績値	723	737	751	759	759

(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です
(参考) 令和7年末現在のAEO事業者数は、759者（うち輸出者227者、輸入者105者、倉庫業者151者、通関業者266者、運送者10者）です。
(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、必要に応じた同制度の改正等を通じて制度の利便性を向上させることなどにより普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

AEO事業者数については、AEO制度の利便性の向上及びAEO事業者への情報提供の充実化の取組を通じて、AEO制度の利用拡大に努めた結果、前年並みであったことから、達成度を「○」としました。今回の結果も踏まえ、引き続きAEO事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

定量的な測定指標

[主要] 政 5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績値	97.7	98.8	100.0	98.1	99.5
	通関業者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
実績値		98.3	98.6	98.4	97.4	99.0	

(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入者 ○ ・ 通関業者 ○
目標の達成度の判定理由	輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。具体的には、税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図ったことに加え、令和5年6月にはインドネシア、令和7年6月（日本からの輸出は同年11月）にはタイとの間で原産地証明書のデータ交換を開始する等、輸出入通関における利用者の利便性の向上に努めてまいりました。</p> <p>一方、測定指標「AEO事業者数」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図っており、前年並みを維持しております。</p> <p>加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	<p>(廃止した指標) 政5-3-3-A-1：貿易額に占めるAEO事業者の割合</p> <p>(廃止した理由) 当該指標は、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかを的確に把握することを目的として使用してきたものですが、我が国全体の輸出入総額は外部要因である為替や経済情勢などによって大きく変動することになります。</p> <p>加えて、AEO事業者には様々な業態や規模があり、例えば、輸出入額の少ない複数の者がAEO事業者となることよりも、輸出入額の多い1者がAEO事業者になることの方が大きな影響を及ぼすことになり得るなど、現状の指標においては評価期間中のAEO事業者の新規承認数よりも輸出入額によって大きく左右されることとなります。このことから定量的な測定指標としての適切性について再検討した結果、その位置づけを見直すこととし、今後は、同指標を参考指標として活用しながら評価することといたします。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「AEO事業者新規承認数」 ○参考指標2 「旅具通関に対する利用者の評価」 ○参考指標3 「貿易額に占めるAEO事業者の割合」

政 5 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : AEO事業者新規承認数

(単位 : 件)

事務年度 (7~6月)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
承認数	17	23	19	4	8

(出所) 関税局業務課調

(注) 令和7事務年度の数値は令和8年4月1日時点の数値です。

参考指標 2 : 旅具通関に対する利用者の評価

(単位 : %)

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
評価 (上位4段階)	97.7	90.1	92.1	92.4	91.8

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国旅客に対し、旅具通関(用語集参照) 手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

参考指標 3 : 貿易額に占めるAEO事業者の割合

(単位 : %)

年	3年	4年	5年	6年	7年
割合	79.0	74.2	74.5	75.3	76.9

(出所) 関税局業務課調

(注) 貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEOA通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

施策	政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
取組内容	<p>輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCS(用語集参照)を導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ(用語集参照)化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター:NACCSの管理・運営会社)は、物流の迅速化、円滑化に取り組むとともに、より一層の利用者の利便性向上に努めてきました。</p> <p>このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き努めるとともに、令和7年10月に予定している第7次NACCS更改作業も含めて、NACCSセンターを適切に監督していきます。</p>

定性的な測定指標

[主要]政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督

(目標の内容)

NACCSの機能拡充及び利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。

(目標の設定の根拠)	<p>利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの機能拡充及び利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。</p>
------------	--

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>NACCSの第7次更改の際に民間利用者が貨物の状況を把握できるような機能拡充が行われ利便性向上が図られました。</p> <p>また、NACCSセンターの令和8年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題と位置づけ、更なるサイバーセキュリティ対策を実施する旨記載するとともに、港湾・空港における官民共同利用システムである「総合物流情報プラットフォーム」として、システムの機能向上に努めていく旨の記載があり、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも適切なものと考えられることから、当該事業計画について認可を行うとともに、併せて必要な指導を行うことで、適切な監督を行いました。</p> <p>また、令和7年度においても、100%のシステム稼働率を維持しており、安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。(参考指標1参照)</p>

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>定性的な測定指標である「NACCSセンターの監督」について、第7次更改により民間利用者の利便性向上が図られるとともに、NACCSセンターの事業計画認可等を通じて適切に監督したことから、目標を達成したと判断し測定指標を「○」としたため、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	<p>(廃止した指標) 政5-3-4-A-1: NACCSの利用状況(システム処理率)</p> <p>(廃止した理由) 小口輸入貨物の増加等に伴う輸入申告件数が増加する中、システムの安定稼働及びNACCSの利便性向上等に、より一層努めることが求められています。このため、引き続きNACCSセンターを適切に監督する必要があるところ、定量的指標であるNACCSの利用状況(システム処理率)は目標である99.9%を達成し続けており指標としての役割を終えていることも踏まえ、同指標を単独で評価するのではなく、「政5-3-4-B-1: NACCSセンターの監督」をより総合的かつ適切に評価するため、システム稼働率及びシステム処理率の両指標を、政5-3-4-B-1の中で参考指標として用いることがより適切であると考えられ、今後は、同指標を参考指標として活用しながら評価することといたします。</p>
参考指標	<p>○参考指標1「NACCSの運用状況(システム稼働率)」</p> <p>○参考指標2「NACCSの利用状況(システム処理率)」</p>

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1: NACCSの運用状況(システム稼働率)

(単位: %)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
システム稼働率	99.99	100.00	100.00	100.00	100.00

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) (システム実稼働時間) / (1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間)

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱 (24時間 (分換算) × 365日 × 0.01% = 52.56分) となる。

参考指標 2 : NACCSの利用状況 (システム処理率)

(単位 : %)

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
システム処理率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)

※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。

施策	政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実
取組内容	<p>関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご案内いただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。</p> <p>このため、税関ホームページにおいて、原産地規則 (用語集参照)、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」 (令和3年2月リリース) の内容等について随時見直しを行います。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。さらに「税関X」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの税関行政に関する情報については、講演会や税関見学も積極的に活用して、引き続き発信していきます。</p> <p>また、税関相談官制度について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、当該制度を活用して、更なる業務の充実を図ります。</p> <p>さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。</p>

定量的な測定指標

政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位 : 者)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	4,400,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000	5,500,000
	実績値	4,849,856	5,251,413	5,876,089	6,578,833	9,043,619

(出所) 関税局総務課調

(注) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IPアドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様にご案内いただいているかどうか状況を測定していく必要があるため

指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

目標の達成度

○

**目標の達成度の
判定理由**

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-2：講演会 及び税関見学にお ける満足度（上位3段 階） （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	過去5年平均より増加	95.0	過去5年平均より増加	95.0	増加又は 前年度並み
	実績値	90.3	96.5	93.4	94.2	95.8

（注）講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。（出所）関税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が概ね90%を超え高い水準を維持していること、より多くの方から意見を聴取し満足度を計ることを目的としてアンケート調査期間を通年としており、講演会や税関見学等の機会も増加傾向にあることから、目標値を設定しました。

目標の達成度

○

**目標の達成度の
判定理由**

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-3：輸出 入通関制度の認知 度 （単位：％）	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	事前教示制度	目標値	維持	維持	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並み
		実績値	76.5	79.0	80.9	83.0	83.6
納期限延長制度	目標値	維持	維持	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並み	
	実績値	71.6	78.3	81.9	84.4	83.9	
AEO制度	目標値	維持	維持	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並み	
	実績値	87.4	91.7	90.6	93.6	93.7	

(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

目標の達成度

- ・事前教示制度 ○
- ・納期限延長制度 △
- ・AEO制度 ○

**目標の達成度の
判定理由**

事前教示制度とAEO制度は、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。
納期限延長制度は、前年度の84.4%を0.5ポイント下回りましたが、前年度との差が僅差であったことから、達成度は「△」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
実績値		70.5	95.2	87.7	86.2	83.6

(注) 輸出入者や海外渡航者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。

目標の達成度

×

**目標の達成度の
判定理由**

実績値が目標値(実績値の過去5年の平均)である86.3%を2.7ポイント下回ったことから、達成度は「×」としました。

税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、税関ホームページや公式SNSのほか、空港・ターミナル等におけるポスター掲示やデジタルサイネージの活用を通じて積極的に情報発信しておりますが、輸出入者や窓口来訪者と比較し、海外渡航者における認知度が低い傾向があります。今後は日本語に限らず多言語による発信にも努め、税関の水際対策についてより一層ご理解いただけるよう、積極的な広報活動に努めてまいります。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位4段階） (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
実績値		96.3	97.3	97.3	95.8	97.7

(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 (単位：件)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
実績値		2,469,882	1,850,610	1,915,890	2,382,911	3,456,183

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&A（カスタムアンサー）を掲載しています。カスタムスアンサーの利用状況（Q&Aの閲覧回数）を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。

令和7年度においては、「主な商品の関税率の目安」や「課税価格が1万円以下の物品の免税適用について」、「医薬品・化粧品等の個人輸入について」等の項目が昨年度から引き続き堅調なアクセス件数を記録しました。また、「日EU経済連携協定の概要」や「携帯品の簡易税率」、「スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードを利用した関税等の納付手続」「海上小口貨物に係る簡易通関について」等の項目がアクセス件数を大きく伸ばしており、越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の大幅な増加等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス件数に影響している可能性が考えられます。

この結果を踏まえ、利用者が関税局及びカスタムスアンサーで疑問を解消でき、関税局及び税関に問い合わせる負担の削減に資するよう、引き続き国際物流を取り巻く環境や利

	<p>ユーザーのニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。</p>
--	---

施策についての評価	b 進展が大きくない
評価の理由	<p>測定指標「税関ホームページへのアクセス状況」、「講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）」、「輸出入通関制度の認知度」のうち事前教示制度とAEO制度、「税関相談官制度の運用状況」及び「カスタムスアンサー利用件数」については目標値を上回り達成度が「○」となったものの、測定指標「輸出入通関制度の認知度」のうち納期限延長制度については、目標値を下回り達成度が「△」となり、主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標値を下回り達成度が「×」となりました。以上のとおり、主要な測定指標は「×」となり、その他の測定指標については「○」又は「△」であることから、当該施策の評価は、「b 進展が大きくない」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<p>○参考指標1「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標2「税関X、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況」</p>

政 5 - 3 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

（単位：件）

年	3年	4年	5年	6年	7年
処理件数	166,951	177,053	187,177	163,716	158,715

（出所） 関税局業務課調

（注） 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標 2：税関X、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況

年 度	令和 7 年度
税関Xのフォロワー数（単位：者）	54,359
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	241,046
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	13,353

（出所） 関税局総務課調

（注） 税関Xの数値は、令和7年度末におけるフォロワー数

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層の確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用や事前教示制度における迅速かつ適正な回答等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的</p>
----------------	---

な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。

金密輸の水際取締については、令和 7 年 11 月に開催した臨時税関長会議において打ち出した総合的な対策を実施することにより、厳格な対応に努めます。具体的には、輸出時の審査・検査強化を含む水際対策の強化、無許可輸入に対する税関長の通告処分としての没収の実施や罰金相当額の引上げ、内外関係機関との連携強化等を実施していきます。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO 制度について、AEO 事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び同制度に参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続き NACCS の安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供や海外渡航者に向けた多言語発信を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

令和 9 年度予算概算要求及び定員要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止、国際物流の迅速化・円滑化並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費や定員の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見

- 最近金は価格が上がり、消費税の還付を目的とした犯罪なども増えている。金の密輸関係も含め税関業務は大変だと思うが是非努力してほしい。
- NACCS の指標廃止については問題が無いが、それに変わる指標があればよいと思う。

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報

関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等
社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等
税関手続状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACCS の運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上及び通関業者への指導・監督の充実に努めました。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、同制度の積極的な広報活動に取り組むことにより、その利用拡大に努めました。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するといった取組、輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策の実施、さらにはNACCSの安定稼働にも努めました。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。

令和8年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	23,260,959 千円	22,492,744 千円	22,392,804 千円	21,653,163 千円	
	(項) 税関業務費	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	20,572,057 千円	
	(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	20,572,057 千円	
	内 税関監視艇整備運航経費	1,863,022 千円	1,580,316 千円	1,787,045 千円	1,998,020 千円	001380
	内 X線検査装置整備等経費	840,824 千円	621,953 千円	774,452 千円	1,386,296 千円	001381
	内 大型X線検査装置整備等経費	2,789,479 千円	2,649,398 千円	2,503,960 千円	2,524,723 千円	001382
	内 埠頭監視カメラ整備等経費	2,312,662 千円	2,156,614 千円	2,630,184 千円	2,450,967 千円	001383
	内 麻薬探知犬整備等経費	154,358 千円	153,559 千円	163,695 千円	164,731 千円	001384
(項) 船舶建造費	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	356,390 千円		

	(事項) 船舶建造に必要な経費	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	356,390 千円	
	税関監視艇整備運航経費	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	356,390 千円	001380
	(項) 関税制度等企画立案費	732,969 千円	759,421 千円	721,721 千円	724,716 千円	
	(事項) 関税中央分析所に必要な経費	353,495 千円	367,332 千円	338,179 千円	329,018 千円	
	内 取締機器等調査研究経費	53,154 千円	53,768 千円	39,406 千円	42,000 千円	001379
	(事項) 税関研修所に必要な経費	379,474 千円	392,089 千円	383,542 千円	395,698 千円	
	補正予算	1,914,586 千円	3,589,445 千円	19,675,766 千円		
	繰越等	16,262,328 千円	15,824,806 千円	N. A.		
	合計	41,437,873 千円	41,906,995 千円	N. A.		
	執行額	40,388,303 千円	40,814,456 千円	N. A.		

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注1) 政府情報システム関連予算(通関事務総合データ通信システム(予算事業ID: 020142)、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(予算事業ID: 020143)、通関情報総合判定システム(予算事業ID: 020144))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注2) 円滑な通関等の環境整備(国際観光旅客税財源)に係る予算(予算事業ID: 004252)は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されているため、国土交通省から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注3) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局(業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、事務管理室、税関調査室)、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和8年6月
--------------	--	-----------------	--------